



阿市教第3678号
令和2年3月11日

各小・中学校長 様

阿蘇市教育委員会
教育長 阿南 誠一郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした臨時休業の延長等について（通知）
安倍総理大臣の要請、熊本県教育委員会に於ける「県立学校の臨時休業（休校）に係る当面の方針について」を受け、本市においても同様の臨時休業期間を設け、新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでいますが、本日、熊本県教育委員会から臨時休業期間を当面の間延長との措置が発表されました。

つきましては、本市においても同様の措置を執ることとしましたので、以下のように連絡いたします。

1 臨時休業期間（延長）

本市の小・中学校の臨時休業期間（3月2日（月）から3月15日（日））を3月24日（火）まで延長することとします。

2 配慮を要する児童生徒への対応

引き続き、共働き世帯やひとり親世帯、障がいがある児童生徒の世帯において仕事との両立の調整がつかない保護者に対する相談体制を講じてください。

なお、各学童保育については現在と同様の対応となります。

3 登校日について

臨時休業期間中に次の登校日を設けることとします。

3月16日（月）延長になった休業日分の学習課題等の配布、児童生徒の現状の確認等

3月25日（水）通知表等の配布

4 卒業証書授与式について

全中学校 3月16日（月）午後

全小学校 3月23日（月）午前

※実施の場合は、2月27日通知阿市教第3470号に従い十分配慮して行う。

5 令和2年度の予定

令和2年度始業式：4月8日（水）

令和2年度入学式：4月9日（木）

※今後の状況（3月16日開催予定の阿蘇市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定方針を含む。）により、再度判断を行う可能性あり。

6 春休みまでの対応

①3月2日からの長期間の休業日は、感染及び拡大防止のための臨時休業日である。

児童生徒は生活リズムを整えるとともに不要な外出を徹に慎むことを伝える。

②休業期間が長期になるため、学力充実に向けた課題や学習コンテンツの活用等を児童生徒に提示する。

③保護者への通知を行う。

7 未習内容について

今回の臨時休業に伴う各学年の未習内容については引継ぎを行い、次年度に確実に学習を行うこと。